

第2次茨城県文化振興計画アクションプラン 概要

1 アクションプランの位置づけ

茨城県文化振興計画（第2次）は、第2次茨城県総合計画（令和4年3月策定・計画期間2022年（令和4年）から2025年（令和7年））の文化振興行政に関する下記の部分をもって同計画に代えることとし、具体的な施策の取組内容等を設定し、進行管理を行うため、アクションプランを策定。

【第2次茨城県総合計画】

第3部 基本計画

Ⅲ 新しい人財育成

－政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

－施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組みほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

2 アクションプランの概要

【計画策定の趣旨】茨城県総合計画を補完し、具体的な文化振興施策の推進及び進行管理を行う

【計画期間】令和4年度から令和7年度までの4年間（令和4年3月策定）

【内容】5つの基本的施策の柱を設定し各種施策を展開

1 人材の育成等

- (1)文化の担い手の育成及び確保 (2)次世代を担う子どもたちの育成
- (3)文化に関する教育の充実

2 文化の振興

- (1)芸術の振興 (2)伝統文化の継承及び発展 (3)生活文化等の振興
- (4)文化を活用した地域づくり (5)文化交流の推進

3 文化的資産の活用等

- (1)文化的資産の活用 (2)文化財の保存等 (3)公共の建物等の建築に当たっての配慮

4 文化活動の充実

- (1)県民の文化活動の充実 (2)高齢者、障害者等の文化活動の普及 (3)青少年の文化活動の普及

5 文化活動の支援体制の充実等

- (1)文化情報の収集及び提供 (2)推進体制の整備 (3)文化施設の機能の充実
- (4)地域における文化活動の支援 (5)財政上の措置 (6)顕彰

※8項目の数値目標を設定し、施策の進行管理を行う。